

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

埴町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

※各地区については次の通り大字単位で区分けする。

埴地区：上渋井
常豊地区：堀越、西河内、東河内、常世北野、常世中野
笹原地区：板庭、中塚、田野作、山形、大蔵、田代那倉、片貝、湯岐、木野反、川上
石井地区：上石井
高城地区：台宿、伊香、植田、真名畑

2 促進計画の目標

1. 埴地区

(1) 現況

本地域は、久慈川沿いに面しており、重点作目は米、野菜等である。また、町の中心部に近いこともあり兼業農家の割合が高い。土地基盤についてはほぼ整っている地区である。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、また、高齢化や担い手不足に伴う離農により遊休化しかねない箇所もあり、これらを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 笹原地区

(1) 現況

本地域は、川上川の上流域に位置する急傾斜地域で、米、肉牛、野菜等が基幹作物である。埴町の振興作物であるダリアを中心とした花きの生産販売も盛んであり、山間部の寒暖差を利用した特色ある栽培が行われている。しかし、山間部において人口減少が顕著であると共に、イノシシによる被害のため、作付けされていない農地が増えている。特定農山地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差も大きく、高齢化や担い手不足、農作物の価格下落も相まってコスト高が直に影響を及ぼす可能性があることから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 常豊地区

(1) 現況

本地区は、米、肉牛、野菜等が基幹作目で、土地基盤は整ってきている。また、埜町の振興作物であるいちご、きゅうりを生産している大規模農家も点在している。米については地域の担い手に農地集積されつつある。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、また、土水路が依然として多く存在し、維持管理が生産者の負担となっていることから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 石井地区

(1) 現況

本地区は、久慈川沿いに面しており、稲作経営が盛んに行われている。基盤整備は整っている。他地区と比べ、農地面積が小さく、大規模農業経営者は少ない。また、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい。兼業農家が多く、離農が懸念される地区でもあるため、農業に関する共同活動等により今後も農地を維持する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 高城地区

(1) 現況

本地区は、久慈川沿いに面した地域と、そこから山間部に入った地域から成り、どちらの地域も水量が豊富で基盤整備された水田で稲作経営が盛んに行われている。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、また、水路等の農業用施設の老朽化や後継者不足により、農作業への支障が危惧されている。今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農道や水路等の農業用施設を適切に保全管理する体制を整える等、現状を補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	基地区	法第3条第3項各号に掲げる事業
②	笹原地区	法第3条第3項各号に掲げる事業
③	常豊地区	法第3条第3項各号に掲げる事業
④	石井地区	法第3条第3項各号に掲げる事業
⑤	高城地区	法第3条第3項各号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちアの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づき農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができると。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

基町全域 特定農山村法指定

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

 a 緩傾斜農用地

(a) 田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満

b 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(a) 福島県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、埴町の定める認定基準に概ね合致する経営を行っている者で、認定農業者でないものとする。

(4) その他

農地維持支払交付金については白地を含めて取り組む。

埴町促進計画区域

